

研修先	女性支援新法全国フォーラム
日時	2024年 1月26日 13時30分 ～ 17時00分
場所	三田共用会議所
テーマ	女性支援新法の今後の展望について
(講師)	戒能民江氏 他多数

概要

I 基調講演 テーマ「女性支援新法の今後の展望について」

講師 戒能民江さん(お茶の水女子大学名誉教授)

1, 女性支援新法制定の意義

- (1) 脱売防法と新たな女性支援の構築(売春防止法から66年かかった)
- (2) 1989～「自立援助」を基本とした「福祉的対応」の声、政治を動かした支援現場
- (3) 超党派女性議員の人権意識の共有、議員立法が切り開いた。

2, 新法一何が変わるか

- (1) 人権保障、自己決定の尊重、心身の健康回復、多機関・民間との協働、公的責任
- (2) 困難な問題を抱えている女性、個別性・最適な支援、連携・共同<支援調整会議>
- (3) アウトリーチ・居場所の提供「発見」被害からの回復、自立支援とアフターケア

3, 新たな視点一民間との協働・女性福祉の構築

- (1) 若年女性への着目、民間団体と協働、当事者中心の支援、「丸投げ」～相互協力
- (2) 女性福祉の構築「3条」意思の尊重により最適な支援を受け、福祉の増進を図る」
- (3) ジェンダー視点の強化:福祉担当と男女担当の協働・連携

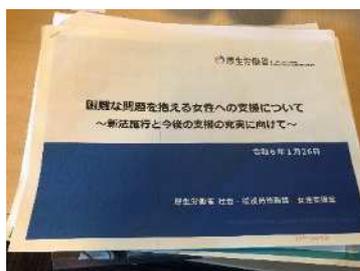
4, 基本計画と自治体

- (1) 都道府県の役割:中核、実態把握の必要、基本計画の義務
- (2) 支援体制の整備と予算の配備・人員の配置
- (3) 市町村支援員への支援、助言、評価の仕組み
- (4) 関係職員の研修、人材育成、待遇改善、専門性の補償

5, 相談・支援の高いハードルをどうするか一個人的なことは社会的なこと

- (1) 現代的課題としての「若年女性支援」
 家族関係、孤立、親きょうだいからの性暴力、性的搾取、いじめ、不登校・中途退学・ひきこもり。予期せぬ妊娠、孤立出産、希死念慮、自傷行為、精神疾患・・・
- (2) 孤立しがちな中高年女性
- (3) 障がいのある女性、外国籍の女性など複合差別に直面する女性たち

6, 公布・施行後3年めどの見直し一最適の支援へ



Ⅱ 座談会 1 新法への期待と現場における変化

コーディネーター：堀千鶴子氏（城西国際大学福祉総合学部教授）

- 1, 本間健志さん（神奈川県福祉こどもみらい局共生推進本部室長）
計画の基本目標：自立し、安心して暮らすことのできる社会の実現
基本理念 1人権を尊重しジェンダー平等の実現に資する支援
2当事者目線にたった支援
3様々な機関と連携・協働した切れ目の切れ目のない支援
- 2, 横田千代子さん（全国婦人保護施設等連絡協議会会長）
「売春防止法」からの脱却へ意識の確認
「当事者を真ん中に」おいた支援
① 性的被害からの回復・心身の回復への支援提供
② 知的・精神・発達障がいなどを抱えた方々にゆっくりと
③ 就労支援・通学支援—自分を取り戻し次のステップへ向かう自信につながる支援
全都道府県に「女性自立支援施設」を
「保護機能と自立支援機能」の分離を
- 3, 久永隆一氏（朝日新聞記者）
1年間のアウトリーチ同行：女子たちが街をさまよっている
傷ついた女性たちによりそう：自治体の出番
- 4, 野中祥子氏（厚労省 社会・援護局総務課女性支援室長）
困難な問題を抱える女性への支援のための基本的な方針
アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護
被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア

Ⅲ 座談会 2 民間団体との協働化

コーディネーター：村木太郎氏（一般社団法人若草プロジェクト理事）

- 1, 山中京子氏（大阪府立大学名誉教授）
生きづらさを抱える女性の支援に関わる団体の活動実態調査（依頼 1100 回答 228 団体）
課題は、人材確保、収入源、人材育成、運営能力、後継者問題・・・
① 既団体との協働、②新たな支援を共に創出、③他領域の民間団体とプロジェクト創出
- 2, 橘ジュン氏（NPO 法人 BOND プロジェクト代表）
10代 20代の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援 2009年～
アウトリーチ（街頭・ネットパトロール）—相談（LINE、電話、オンライン面談）—
① 食料・物資・出張面談—専門機関への同行・連携
② 面談・居場所—シェルター・シェアハウス（一時保護・自立支援）—アフター回復支援
③ 居場所 MELT（Women's Support Space）あなたにあったサポートを
2009年若年女性支援がなかった：困っていても相談に行くことができない
*一緒に整理し相談先を提示—揺れ動きによりそい—同行—フォロー—人や時間が必要
望ましい協働：相談・一緒に考える関係性、役割分担を担う、情報共有、丸投げしない
自治体に臨むこと：利用につながらなかつた場合抵抗の理由を当事者目線で考えて他
全国に若年女性支援の仲間が欲しい！ 支援員養成、全国ネットワークの構築

3, 尾上真由美氏(山口県男女共同参画課)

民間に一時保護委託している。コロナ禍で民間知見活かし多様な SNS など相談 2600 件超
今後:民間団体との協働による寄り添った支援、専門機関との協働、支援調整会議の設置

4, 清水美希氏(東京都豊島区男女平等推進センター)

コロナ禍の影響により若年女性の孤立、貧困、虐待、自殺、妊娠などの課題顕在化背景に
たしかな支援につなぐため、庁内で若い世代の女性支援 2021 年すずらんプロジェクト設置
副区長女性をリーダーに女性管理職 10 名でスタート、若手女性職員有志も、現在 67 名
とりくみ:生理用品の配布、SNS やユーチューブ、当事者目線のチラシや HP 制作

相談窓口職員による事例検討会、民間、大学や企業と連携イベントなど

今後へ:支援調整会議を若年女性版施行モデル設置(12 民間団体+11 関係部署)

出張相談会ぴこカフェ(助産師など心とからだのプロに気軽に相談、占いも)、

多様な若者居場所・カフェ、まちなか保健室、すずらんサポーターなど支援の輪を広げる

所 感

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、2024 年 4 月から施行される。
1956 年の売春防止法から 66 年かかり、女性の人権・本人意思の尊重を基本に、多機関
や民間団体と連携し、現代社会における困難に直面する女性を支援するものに、全面改
訂されたものだ。

しかし、この法律を活かしどう女性・当事者を支援していけるかはこれからである。

福岡県でも基本計画案が出されパブリックコメントが募集されたところである。

フォーラムでは、現代的課題である若年女性支援に着目して、女性支援を行う民間団
体と協働して、「脱売防法」、女性支援のパラダイム転換が強調された。

また、各自治体や民間団体の先進的取り組みや課題と期待が語られた。

厚労省を中心に、県や基礎自治体、研究者、多様な女性支援民間団体がフォーラムを
持った意義は大変大きい。

今回のフォーラムを継続発展させていく「三田宣言」も採択された。

更に、女性の人権回復・ジェンダー平等へ向けて、内閣府や文科省、子ども家庭省な
ど政府全体で、本法を推進してもらいたい。

暴力や差別を受ける女性や子どもたちの支援に約 40 年携わってきた私自身にとって、
たいへん感がい深いフォーラムであった。これからは生きる女性たち、若者たち、子ど
もたちがジェンダー平等で、一人一人が尊重され、自分らしく生きることができる社会
になりますように、本研修・女性支援新法を、大野城市の市政と広く女性支援に活かし
広げていきたいと考える。

—作成者 松崎百合子—